

THE WEEKLY REPORT 2003▶2004



TAKIKAWA

ROTARY CLUB

第2334回 2222 1月8日(木)



「百合の咲く庭園」 撮影／滝川ロータリー名誉会員 神部弘二

ロータリーテーマ：手を貸そう

ROTARY THEME : LEND A HAND

2003~04 国際ロータリー会長 ジョナサン.B.マジリアベ氏

「変革にチャレンジ」 林 博 幸 会長

第2331回例会記録 12月18日(木)

副会長挨拶・報告



先週の忘年会例会につきましては、多くの会員がご夫人同伴で盛り上げて頂きました。又、本日の例会今年最後の例会であります。

朗報が2つございます。林会長が今月の20日に退院され、これからは滝川で治療されると聞いています。来年度からは、例会にも顔を出してくれると思います。

佐藤圭二会員が19日に退院されることになりました。

次は32代会長の花摘誠吉様が12月10日ご逝去され、12月21日に滝川にてお別れの会を催すことになりました。関係者の皆様にはお参り頂ければ幸いです。

来年は、1月8日の新年会で顔合わせでございます。会員の皆様には良いお正月を迎えて頂きたいと思っております。

幹事報告

1. 赤平・深川RCより会報届く。
2. 林会長ですが、20日に退院され、22日より毎週月・水・金と菅原先生のところで通院・透析されるということですのでお知らせ致します。
3. 事務局年末年始のお休みは、12月27日～1月4日までと致します。急用の場合は、幹事の方へご連絡下さい。
4. 今後の日程について、次回の例会は1月8日三浦華園にて新年会例会(夜間)が行われます。
5. ロッカーの中がいっぱいの方がいらっしゃいます。お持ち帰り頂きます様お願い致します。
6. 臨時理事会を例会終了後行います。

ご挨拶

今野正一会員葬儀お礼の言葉

一言お礼のご挨拶を致します。12月3日4日の妻の葬儀に対しましてお参り賜わりありがとうございました。また、役員理事の皆様には多数お手伝いを賜わりありがとうございました。

委員会報告

雑誌委員会

ロータリーの友誌紹介

第1回ガバナー座談会の記事の紹介

エイズウイルスについての記事の紹介

NGOについて記事の紹介

友への投稿についてお願い

先週のプログラム

半期を省みて

司会者 土井 聡会員

出席委員会 鈴木英也副委員長



出席委員会より上期(7月～11月迄)の例会出席状況について報告致します。最初に7月～11月迄の平均出席率は73.76%であります。次に、月別出席率を申し上げます。

7月/76.8%、8月/77.6%、9月/72.2%、10月/69%、11月/73.2%であります。また、本年度より新しく試みた欠席届用紙の利用者は、1例会に付3枚で、電話連絡は平均2件であります。

尚、12月11日現在個別出席率で30%以下の会員が10名、その内0.5%の方が4名であります。

各会員の出席率カードを各ロッカーに入れておきますので今後の出席率UPにご協力下さい。

ニコニコBOX委員会 中島誠一委員長



上期のニコニコBOXにご協力を頂き誠にありがとうございました。

本年度は150万円目標、現在742,819円であります

が、本年上期目標75万円はニコニコBOX委員及び出席委員会の皆様に協力頂き、75万円の上期の目標をクリアーできましたこと、心より御礼申し上げます。下期に向けて、ニコニコBOX委員会4名で頑張っておりまして、ご協力下さいませ。

また、皆様方にニコニコBOXお礼と致しましてお食事券を出しておりますが、ここまで事務局へ戻って来ているのが以外と少ない状況であります。食事券の有効期限が6月30日をもって締切りますので、期間中にご利用して頂ければと思います。

本日の例会は上期最後の例会でもありますので、この後の例会については、上期の反省等をそれぞれのテーブルでして頂ければ幸いです。



寄付金を支払ったとき

個人や法人が支出した寄付金については、一定の要件の下に、所得控除(一部の寄付金については税額控除)や損金算入が認められています。

《個人が支払ったとき》

寄付金控除(所得控除)

個人が国や地方公共団体、特定公益推進法人等に対し、「特別寄付金」を支出したときは、次の算式で計算した金額が「寄付金控除」として、所得から控除されます。

寄付金控除の計算方法

所得金額の25% 又は特定寄付金 の額のいずれか 少ない金額	-	1万円	=	寄付金 控除額
---	---	-----	---	------------

特定寄付金とは

(1) 国又は地方公共団体に対する寄付金
学校の入学に関して寄付するものなどは特定寄付金に該当しません。次の(2)及び(3)においても同じです。

(2) 指定寄付金

民法第34条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄付金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

(3) 特定公益増進法人に対する寄付金

公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄付金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

特定公益増進法人一覧は、国税局又は税務署に備え付けていますので、ご利用下さい。

(4) 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(5) 認定NPO法人に対する寄付金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を

満たすものとして認められたもの(認定NPO法人)に対する寄付金(その寄付した人に特別の利益が及ぶものを除きます。)で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

平成13年10月1日以後に、国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄付金について適用されます。

(6)政治活動に関する寄付金

個人が支出した政治活動に関する寄付金のうち、一定の要件に該当するもの

政党等寄付金特別控除(税額控除)

個人が支出した政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄付金で一定のものについては、「寄付金控除」の適用を受けるか、算式で計算した金額を「政党等寄付金特別控除」として税額から控除するか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

消費税が変わります

平成16年4月1日以後開始する課税期間から、事業者免税点制度の適用上限が課税売上高1,000万円(現行3,000万円)に、簡易課税制度の適用上限が課税売上高5,000万円(現行2億円)に引き下げられます。

平成16年4月1日から、課税事業者が消費者に対して商品等の取引価格を表示する場合に、消費税額(地方消費税を含む。)を含めた価格を表示することが義務付けられます。

その他、中間申告制度等の改正が行われます。

BOX

坪谷 六郎 会員 先日の忘年会、松の席にていいものを頂きました。

福井 義昭 会員 本日の担当例会を終えて。

戸井 康堯 会員 本日の担当例会を終えて。

鈴木 英也 会員 次年度役員に指名されて。本日の担当例会を終えて。

水原 勝之 会員 理事に指名されて。

小山 純弘 会員 理事に指名されて。

中島 誠一 会員 上期ご協力有難う。

土井 聡 会員 担当例会を終えて。上期目標75万をクリアー出来有難うございます。下期も宜しく。

佐藤 茂 会員 忘年会で皆様よりお笑いを頂いて。

1月22日(木)職業分類担当
(ゲスト卓話)

会長/林 博幸
幹事/川口 義弘
編集/クラブ会報委員会

電子メール info@rotary.gr.jp
ホームページ http://www.rotary.gr.jp/

例会日 ● 毎週木曜日 PM12:30
例会場 ● ホテルスエヒロ
事務局 ● ☎073-0032 滝川市明神町2丁目2-16
ホテルスエヒロ7F TEL (0125) 22-3344
FAX (0125) 24-2755



クラブ会報は再生紙を使用しています。